

医療情報システム安全管理評価制度  
に係る組織細則

制定日：平成21年10月

財団法人 医療情報システム開発センター

改廃履歴

版数	制定・改訂日	改訂内容	備考
初版	平成21年10月2日	初版作成	
改訂	平成21年 月 日		

# 医療情報システム安全管理評価制度 に係る組織細則

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 本細則は、財団法人医療情報システム開発センター（以下、「財団」という。）が、医療情報システム安全管理評価制度（以下、「評価制度」という。）の運用に係る業務を行うために必要となる組織及び体制を定める。

## 第2章 医療情報システム安全管理評価委員会

### (設置)

第2条 財団は、医療情報システム安全管理評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 評価委員会は、以下の業務を所掌する。

- 一 評価委員会は、評価判定の決定を行うこと。
- 二 その他、評価制度に関する業務を支援すること。

### (構成)

第4条 評価委員会は、財団内外の5名以上の委員により構成するものとし、財団の理事長が委嘱する。

2. 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
3. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
4. 財団の理事長は、次の各号に定める事由があるときは委員の任を解き、新たに委員を委嘱しなければならない。ただし、委員が欠けた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 一 委員に事故があるとき。
  - 二 委員の業務が困難であると思われるとき。
  - 三 委員から退任の申し出を受けたとき。

### (委員長)

第5条 委員長は、評価委員会の議長となり、委員会の業務を総理する。

2. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行することができる。

(評価委員会の開催)

第6条 委員長は、原則として月一回を目処に、評価委員会を招集する。

(評価委員会の決議)

第7条 評価委員会は構成員の過半数の出席をもって成立し、出席した委員の過半数をもって議決する。但し、当該決議案件に利害関係を有する委員は、その案件に限り議決に加わることができない。

(秘密保持義務)

第8条 評価委員会の委員またはこれらの職にあったものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2. 前項に反する事実があったときは、理事長は当該委員を直ちに解嘱するものとする。

(目的外利用禁止)

第9条 評価委員会の委員またはこれらの職にあったものは、職務上知り得た秘密は評価委員会に係る業務のみ利用し、それ以外の目的に利用してはならない。

2. 前項に反する事実があったときは、理事長は当該委員を直ちに解嘱するものとする。

### 第3章 医療情報システム安全管理評価室

(評価担当者の業務)

第10条 評価担当者は、「医療情報システム安全管理評価制度設置及び運営要領」及び「評価細則」に従い評価に係る以下の業務を処理する。但し、評価担当者は、必要に応じ業務の処理の一部を補助職員に行わせることができる。

- 一 申請書の受理を行うこと。
- 二 申請者に対して評価料金の請求を行うこと。
- 三 書類評価及び現地調査に関する業務を行うこと。
- 四 評価委員会への報告に関する業務を行うこと。
- 五 評価の結果の通知に関する業務を行うこと。
- 六 申請者が提出した書類の管理を行うこと。
- 七 申請者及び評価合格事業者のデータベースの作成と管理を行うこと。
- 八 申請手続き等の説明、相談及び評価に関する支援を行うこと。
- 九 評価制度に関する広報業務を行うこと。

(秘密保持義務)

第11条 評価担当者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(目的外利用禁止)

第 12 条 評価担当者は、職務上知り得た秘密は評価制度に係る業務のみ利用し、それ以外の目的に利用してはならない。

#### 第 4 章 経理

(評価申請料)

第 13 条 評価申請に係る経理処理は、財団の経理規程による。

#### 附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行し、同年10月1日から適用する。

本細則の改訂は、平成 年 月 日から施行する。